

公益財団法人日本関税協会
通関研究部会運用規約

制定 令和2年4月1日
一部改正 令和3年6月1日

(総則)

第1条 この運用規約は、公益財団法人日本関税協会（以下「協会」という。）が主催する通関研究部会（以下「部会」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、オンラインによる講演会等の参加にあたっては、本規約の適用に加えて別途オンラインセミナー・研修受講規約を準用する。

(目的)

第2条 部会は、通関士有資格者個人を対象とし、通関業務に係る専門的な情報提供を行うことを目的とする。

(入会手続)

第3条 部会は、通関士有資格者を対象とし、個人からの入会申込に基づき、入会申込者は部会員になることができる。

2 部会員になろうとする者は、所定の入会申込書及び通関士試験合格証書の写しを協会に提出し、部会費を納入しなければならない。

(部会員となることができない者)

第4条 入会申込者が次の各号いずれかに該当する場合は、部会員となることができない。

(1) 入会申込書に虚偽の記載があった場合

(2) 入会申込後、請求書発行日から起算して3月を経過しても部会費の支払がない場合

(3) 過去に協会から部会員資格を取り消されたことがあり、その事由が解消した時から3年を経過していない場合

(4) 暴力団等反社会的勢力（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロ、ハ及びニ、同条第5号及び第6号に定める事項）に該当する場合

(部会費)

第5条 部会費は4月から翌年3月までの期間を年会費とし、以後毎年協会が発行する請求書に基づき部会費を納入しなければならない。なお、年度の途中で入会する場合でも部会費の金額は一律とする。

年会費 1口 36,960円（税込）

(サービス)

第6条 部会員は次に掲げるサービスを享受することができる。

(1) 協会が主催又は共催する各種セミナー、講習会、講演会、説明会等であらかじめ定められ

たものについての無料若しくは会員価格による参加

(2) 関税六法、関税関係基本通達集、実行関税率表、月刊誌「貿易と関税」及び週刊誌「関税週報」の無償購読（会員期間内に発行される刊行物を各1冊）

(免責事項)

第7条 次の各号に掲げる事由その他不測の事態の発生により、サービスの提供が困難となった場合は、部会員に対し事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断することがある。この場合、中断期間に相当する部会費の返還は行わないものとする。

(1) 火災、停電及び地震、噴火、洪水等天災

(2) 戦争、暴動、争乱等

2 一時的に中断したサービスについては、協会は可能な限り速やかにその復旧に努めるものとする。

(会員情報変更)

第8条 部会員は、氏名、住所、連絡先等届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更の手続を行うものとする。

2 部会員が前項の届け出を行わなかったことにより被った不利益に対しては、協会は一切の責任を負わないものとする。

(退会処分)

第9条 部会員が次の各号のいずれかに該当するときは、部会員による退会の意思表示の有無にかかわらず、協会はこれを退会させることができる。

(1) 違法行為又は協会の信用を損ねる行為をするなど、部会員として相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由なく部会費を請求書発行日から起算して3月以上滞納したとき

(3) 第4条に規定する事項に該当することが、入会後に判明したとき

(退会手続)

第10条 部会員は、いつでも退会の届け出を提出することにより、退会することができる。

2 前条又は前項により退会することとなった場合で部会費の未納分があったとき、部会員には部会費全額の支払義務があるほか、既納の部会費は、その理由の如何を問わず協会はこれを返還しないものとする。

(会員資格の譲渡)

第11条 部会員の会員資格の譲渡については認めない。

(変更事項)

第12条 部会の改廃及びサービスは、状況の変化に応じ変更することがある。

(個人情報保護)

第13条 協会は、個人情報の取扱いに関して、法令及び協会の定める「公益財団法人日本関税協会個人情報保護基本方針」(<https://www.kanzei.or.jp/soshiki/privacypolicy.htm>)に従うもの

とする。

2 協会は、講演内容及び講演進行の参考として部会員の氏名、所属に関する個人情報を講演会等の担当講師に提供する場合がある。

(紛争解決)

第14条 部会の運営に関しては、この運用規約の解釈及び適用を含め日本国法に準拠する。

2 本規約において紛争が生じ、法的解決が必要なときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この運用規約は、令和2年4月1日から施行する。

2 この運用規約の規定は、令和2年4月1日より前に部会員となっている者には、令和3年4月1日以後について適用する。

附 則

この運用規約は、令和3年6月1日から施行する。